



総合推進指針とは

「西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」は、人権が尊重される社会づくりに向け、人権尊重のための教育や啓発に関わる施策の総合的な推進について、基本的な方向性を示すものです。

指針改定は、令和元年度に行った「人権についての市民意識調査」の結果をもとに、2年間にわたり西脇市人権施策推進審議会においてその内容を審議。3つの個別課題を追加し、パブリック・コメントを経て、10の課題ごとに施策のあり方をまとめています=QRコード。

西脇市は、全ての市民の皆さんが人権を尊重することの重要性を認識するため、家庭・地域・学校園・職場などさまざまな場を通じて人権教育と啓発を推進します。



「西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を改定

じんけんってなんだ

西脇市は関係団体や関係機関と連携し、人権文化が日常生活の中で根付き、全ての市民の人権が尊重される社会を目指します。

▶問合せ まちづくり課人権室（市役所内線3023）

西脇市は「SDGs 未来都市」として、誰一人取り残さない社会の実現を目指しさまざまな取り組みを進めています。今月号で取り上げるテーマ「人権」もSDGs（持続可能な開発目標）の重要なキーワードです。

平成13年、西脇市は「西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定し、多岐にわたる人権課題に取り組んできました。しかし、人権を巡る状況は時代とともに大きく変化し、新たな課題も発生しています。社会の変化に対応するため、このたび、同指針を改定しました。指針に基づき、西脇市は人口減少や価値観の多様化、社会環境の変化が進む中で、全ての市民が人権意識を高め、互いの人権を尊重し、多様性を認めて支え合う共生社会の実現を目指します。

私たちは誤った知識や偏見を持たず、それぞれの課題に正しい理解と適切な対応・判断ができるよう、人権感覚を身に付けることが必要です。8月は「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間です。一人一人が人権の大切さに気づき、互いの人権が尊重される心豊かなまちづくりを進めるため、一緒に「人権」について考えてみましょう。

指針に示す個別課題

- 障害のある人**
「西脇市障害者基本計画」の基本目標の達成に向けて、さまざまな施策を展開します。
- 子ども**
子どもの権利への正しい理解と認識を深める取り組みを推進します。
- 高齢者**
誰もが住み慣れた地域で共に支え合いながら、自立して、自分らしく安心して暮らしている社会を目指します。
- 女性**
一人一人の人権を尊重し合いながら、性別に捉われず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指します。
- 外国人**
国籍や民族、文化に関わらず、互いを理解し、多文化共生社会に向けた取り組みを推進します。
- 感染者等**
偏見や差別を解消していくことが重要であることから、正しい知識を広める教育や啓発活動の充実に努めます。
- 外国人**
国籍や民族、文化に関わらず、互いを理解し、多文化共生社会に向けた取り組みを推進します。
- 部落差別（同和問題）**
部落差別に関する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための取り組みを推進します。

新たに追加した3つの個別課題

- インターネットによる人権侵害**
インターネットによる情報の送受信や、プライバシーの保護に関する正しい知識を身に付けるための啓発活動、情報モラル教育、インターネットモニタリングなどの取り組みを推進します。
▶啓発活動の推進
▶情報モラル教育の推進
▶インターネットモニタリングの実施
- 働く人と職場**
対話や気付きを大切にし、さまざまな機会を捉えて人権意識の高揚を図り、一人一人の人権を大切にしたい働きやすい職場づくりを推進します。
▶啓発活動の推進
▶学習機会の提供
▶相談支援体制づくり
▶情報を共有するネットワークづくり
- 性的指向・性自認**
性的指向や性自認は人それぞれと認識することで、偏見や差別を解消します。また、多様な生き方や価値観を認め合い、共生社会を築こうとする機運を高める取り組みを推進します。
▶地域社会における教育および啓発の推進
▶学校教育における人権教育の推進
▶性の多様性が尊重される環境づくり



国重要文化財
西脇小学校木造校舎
見学会 参加者募集



令和3年に国重要文化財に指定された西脇小学校。どこか懐かしい昭和初期の面影を感じながら、教育環境が整備された木造校舎の内部を見学しませんか。

市職員が解説しながら校舎を案内します。

8月26日 [土]

▶見学開始時間

午前9時、11時
午後1時、3時

▶定員

各回30人（要申し込み・先着順）

▶申込方法

市ホームページ＝QRコード＝または電話で下記へ

▶その他

- ・上履きをご持参ください。
- ・西脇小学校中棟前（運動場側）で受け付けを行います。申込者のお名前をお知らせください。
- ・駐車場は、西脇小学校内にあります。

▶申込み・問合せ

教育総務課
（市役所内線4032）



市ホームページ

本人通知制度に登録を

自分の「人権」を守りましょう

本人に

証明書を交付した際に通知します

本人通知制度は、市が住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、事前登録している人に対して、交付したことをお知らせする制度です。不正請求の抑止や不正取得の早期発見などの効果が期待できます。本人へ確認したり請求を拒否したりするものではありません。

▶対象の証明書

住民票の写し▷戸籍の附票の写し▷住民票記載事項証明書▷戸籍の謄抄本▷戸籍記載事項証明書（いずれも、除票・除籍を含む）

▶本人通知の内容

交付年月日▷交付した証明書の種類▷交付通数▷交付請求者の種別（登録者の代理人、親族などの代理人、第三者（個人・法人・八業士））▷交付請求者が登録者の代理人の場合に限り、代理人の氏名・住所

▶登録できる人

西脇市の住民基本台帳、戸籍および戸籍の附票に記録されている方（除票や除籍に記載されている方を含む）

▶登録に必要なもの

事前登録申出書（戸籍住民課、隣保館、市ホームページから取得できます）▷本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）▷代理人による申し出の場合は、委任状と代理人の本人確認書類

▶変更などの届け出

登録後に住所などの変更がある場合や登録を廃止する場合は、届け出が必要

▶申請・問合せ

戸籍住民課（市役所内線1032）

○人権擁護委員による人権相談会

▶とき 第1水曜日の午後1時30分～4時

▶ところ 萩ヶ瀬会館

○隣保館の相談窓口

▶とき 常時▶ところ 各隣保館

身近で学ぶ人権



市ではさまざまな参加型・体験型の施策に取り組んでいます。あなたも参加してみませんか。

人権講演会

毎年8月に、市内8地区で「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間講演会を開催しています。「性の多様性」や「女性活躍」をはじめ、今、社会で関心が高まるテーマに関する講演会です。地域の小中学生による人権作文の朗読も実施します。

今年度の詳しい開催情報は、市ホームページ＝QRコード＝または、広報にしわき8月号と一緒に配布するチラシをご覧ください。

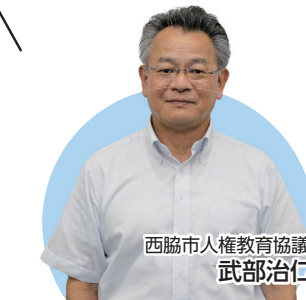
▶問合せ

人権教育課（市役所内線4013）



市ホームページ

8月の人権講演会では、「人権」について考えるスタートになるような会を目指しています。幅広い世代の方が参加できるように、土曜日の日中やオンラインでも開催します。ぜひ、お越しください。



西脇市人権教育協議会
武部治仁 会長

フラット 人権教育啓発資料

市教育委員会は、身近な「人権」を考える人権教育啓発資料（冊子）を作成しています。平成2年から毎年発行した「ゆきちゃんからのメッセージ」は、令和2年から名称を「F l a t ～心の視線の向こうに～」に変更し、「市民の皆さんのメッセージ」を重点に、皆さんの人権に寄せる思いや、人権啓発活動を紹介しています。



西脇市人権教育協議会活動

互いの人権を尊重し、共に生きる社会を目指して昭和34年に結成。研究大会やじんけんセミナーの開催を通して、参加者の広がりを図るとともに、参加者同士が意見交流し、主体的に学べる場づくりを進めています。

毎年8月に行う人権講演会では、講演会のテーマなども協議し、市民の皆さんが身近な人権課題に関心を寄せてもらえるよう企画しています。

隣保館教養講座

多くの人と共に学ぶことで信頼関係を築き、同和問題などさまざまな差別をなくす人の輪を広げるため、市内4隣保館で多様な教養講座を実施しています。趣味や教養を身に付けるきっかけとして参加しませんか。



交流の輪が広がる場！

男女共同参画センター

「一人ひとりの人権と個性が尊重され、男女が共に輝く社会」を目指して、男女共同参画の推進に向けたセミナーやプログラムを実施しています。地域で活躍する方を講師に迎えて開催するセミナーや、フォトコンテストなどの参加型企画、女性の就労・起業を応援する相談会、地域で活躍する女性の交流会などを通して、自分らしくいきいきと活躍できる社会を目指します。

▶問合せ

男女共同参画センター

（茜が丘複合施設みらいえ内／☎25-2800）



市ホームページ

家族や周りの人の応援もあり、公認心理師の資格を生かして起業しました。受講した「起業カフェ」では、異なる世代の参加者から刺激を受け、力をもらいました。



「起業カフェ」を受講
大城戸康子さん